

史蹟保存会の成立と展開

鵜島三壽

2026年3月

公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター

史蹟保存会の成立と展開

鵜島三壽

1. はじめに

現在では、文化財保護団体の名称に「保存会」がつくことは一般的である。筆者はかつて京都府教育委員会の文化財技師として、無形文化財、民俗文化財を担当したことがあるためか、個人的には保存会といえば無形民俗文化財、特に民俗芸能の保護団体の印象が強い。そのため、史跡の保護団体の名称に「保存会」がついている印象はこれまであまりなかった。

筆者は文化財保護団体の名称に「保存会」がいつ頃からつくのか、特に京都祇園祭の山鉾保存会の成立と展開に興味がある。そのため、京都祇園祭をはじめ文化財関連の保存会の歴史を調べていたところ、史蹟関係の保存会の始まりが明治中後期まで遡ることがわかった。そこで本稿は、文化財保護団体の中でも史蹟に関する保護団体及び保存会がいつ頃生まれ、どのような特徴を持つのかを明らかにしようとするものである。

なお、史蹟名勝天然記念物という用語は、昭和25年の文化財保護法により規定されたものである。本稿はそれ以前の史蹟を扱うので、大正8(1919)年制定の史蹟名勝天然紀年物保存法の「史蹟」という用語を使用する。

2. 史蹟保存の運動団体とその特徴

明治以降の文化財保護行政、特に史蹟に関しては、内田新、高木博志、西村幸夫、丸山宏、森本和男、齋藤智志らの論考がある。筆者は、古社寺保存法(1897年公布)や史蹟名勝天然記念物保存法(1919年公布)までの経過などよりも、1900年前後から活発になった全国各地の史蹟等保存運動に興味がある。これについては、西村幸夫と齋藤智志の論考がある。西村幸夫は社寺境内地、並木、一里塚、古墳墓、遺跡や、いわゆる名所旧蹟など後に史蹟名勝天然紀年物保存法において史蹟として一括されるものの保全の歴史をまとめている。

西村は史蹟保存の理念的枠組みがどのように成立したかを明らかにするために、『歴史地理』(1899年10月創刊)、『帝国古蹟取調会会報』(1900年12月創刊)、『史蹟名勝天然記念物』

(1914年9月創刊)などに記載される全国各地の社寺や史蹟等の保存運動を調べた。これらの雑誌には全国各地の社寺及び史蹟に関するたいへん多くの保存活動が紹介されていることから、それらの活動を抜き出し史蹟名勝天然記念物保存法(1919)成立までの史蹟保存運動団体一覧を作成している。^(注2)

齋藤智志は著書の中で「1900年前後における各地の史蹟保存事業の流行」(第1章第3節)や「史蹟保存の流行と日本歴史地理研究会」(第2章)において、1900年前後に日本歴史地理研究会が果たした史蹟保存の役割について詳述している。^(注3)

西村幸夫や齋藤智志が取り上げたように、『歴史地理』等の雑誌に掲載される史蹟保存運動に注目することは、全国各地の史蹟等保存運動を把握するのに有効である。本稿は、西村(1993)に掲げられた「当時の雑誌等にあらわされた「史蹟」保存のための運動団体一覧」を参考に、『歴史地理』等の雑誌に掲載されていないため、西村作成表には落ちている奈良の談山神社と法隆寺の保存会や、西村作成表にはない和歌山の花窟神社保存会など一部筆者が追記をして、史蹟保存運動の特徴をみていく。

(1) 史蹟保存運動団体の成立と活動内容

先に述べたとおり、西村幸夫は『歴史地理』などの記事をもとに運動団体一覧、史蹟名勝天然記念物保存法制定以前の史蹟保存を表にまとめている。本稿は中でも便宜的に明治36(1903)年までで区切り考察していきたい。

付表には、日光に保晃会のできた明治12(1879)年から、明治36(1903)年までの24年間をとりあげた。西村作成表では明治36年の次は明治39年になるので、明治36年で区切った。西村は史蹟保存運動団体をまとめているが、その詳細な分析はしていないので、本稿では、付表にあげた保存運動団体の特徴を明らかにするために、次のとおり三つに分類する。

① 社寺等の保存

社寺建造物の保存や社寺建設のための寄付金募集が主たる目的である。西村作成表の中には社寺保存が主目的の団体がかなり混じっているが、『歴史地理』に史蹟保存運動として取り上げられていても実際には社寺等の保存であることがわかる。^(注4)これは両方の区別が難しいことも関係あるだろう。

談山保存会、法隆寺保存会、都農神社保存会、多田会、山室山神社保存会、出雲神社保存会、芝山観音寺保存会、平城神宮建設会、遠州秋葉神社保存会、早雲寺保蹟会、奈良大仏会、安芸国安国寺保存会、高台寺保存会、松本天守閣保存会

② 保晃会、保勝会

保晃会とは、明治維新後に幕府の保護を失い、荒廃が進んでいた日光の社寺建造物を保全するために明治12年に設立された民間団体である。保勝会とは、地域住民が主体となり、

付表 史蹟等保存運動団体一覧表

	設立年	都道府県	団体名	会の目的等	出典
1	明治12年(1879)	栃木	保晃会	日光山内の二社一寺の保存	多数
2	明治14年(1881)	京都	京都保勝会	五畿内江丹の名勝古跡を永遠に保存	歴史地理12-5
3	明治15年(1882)	奈良	談山保存会	談山神社の保存	公文録明治16
4	明治21年(1888)		好古会	古物珍奇名跡の保存	歴史地理8-7
5	同上	奈良	法隆寺保存会	法隆寺の保存	奈良県庁文書明治22
6	明治23年(1890)	宮崎	都農神社保存会	宮崎県都農村所在の神社の保存	都農神社保存会主旨書
7	明治27年(1894)	新潟	真野宮保存立誠会	佐渡島真野村所在の順徳帝遺跡の保存	史学雑誌10-10
8	明治31年(1898)	香川	小豆島寒霞溪保勝会	同地の保存	歴史地理2-9
9	明治32年(1899)		帝国古蹟取調会	古跡の選定と保存顕彰	史学雑誌13-12
10	明治32年(1899)頃	京都	元弘彰址会	山城所在の後醍醐天皇行宮址の保存	歴史地理1-2
11	同上	新潟	真野宮保存立誠会	佐渡島所在の順徳天皇行宮址の保存	歴史地理1-2
12	明治33年(1900)		織田公彰徳会	織田信長の墳墓の整備顕彰	歴史地理2-5
13	同上	香川	菅公旧蹟保存会	香川県瀧宮村の菅社の保存	歴史地理2-7
14	同上	京都	井手保勝会	村内の靈祠名蹟の保存	歴史地理2-2
15	同上	兵庫	多田会	兵庫県所在の多田神社の保存	歴史地理2-2
16	同上	(東京)	掃苔会	古来名士名家の墳墓を掃展	史学雑誌12-2 歴史地理3-2
17	明治33年(1900)頃	三重	山室山神社保存会	松阪所在の山室山神社の保存	歴史地理2-7
18	同上	奈良	鳥見協会	奈良県榛原町の神武天皇伝説地の保存	歴史地理2-2
19	同上	京都	出雲神社保存会	京都府千歳村の出雲神社の境内拡張、風致保存	歴史地理2-1
20	同上	福岡	早良郡古跡調査会	神功皇后遺跡等の調査・保存	歴史地理2-1
21	同上	千葉	芝山観音寺保存会	千葉県所在の芝山観音寺の保存	歴史地理2-7
22	同上	和歌山	花窟神蹟保存(会)	和歌山県有井村所在の巨岩の保存	帝国1
23	同上	岡山	吉備真備公保光会	吉備真備の墳墓地興隆	帝国1
24	同上	京都	宇治保勝会	宇治丸山の稚郎子の墓所等の名勝を保存	歴史地理2-9
25	同上	兵庫	有馬保勝会	兵庫県有馬の名所旧跡の保存	歴史地理4-10
26	明治34年(1901)	愛媛	脇屋会	脇屋義助の遺跡の保存拡張	史学雑誌12-12
27	同上	新潟	順徳帝御遺跡保存期成会	越後寺泊港の遺跡保存	歴史地理3-5
28	明治34年(1901)頃	愛知	中村勝地保存会	豊臣秀吉の出生地の保存	歴史地理3-3
29	同上	奈良	大和吉野古蹟保存会	奈良県吉野の古蹟保存	歴史地理3-2
30	同上	長野	園原古蹟保存会	尹良親王の遺跡顕彰	歴史地理3-8
31	同上	栃木	足利学校遺跡管理委員会	足利学校の保存管理	歴史地理3-8
32	同上	和歌山	花窟神社保存会	和歌山県有井村の伊弉冉尊の神蹟保存	歴史地理3-8
33	同上	福島	白河保勝会	福島県白河の保存	歴史地理4-9
34	明治35年(1902)	奈良	平城神宮建設会	平城京大極殿址に神社建設	渋沢栄一伝記資料49
35	同上	滋賀	湖東保勝会	滋賀県彦根周辺の保存	歴史地理4-4
36	同上	三重	相可旧跡保存会	三重県相可の遺蹟保存	歴史地理4-4
37	明治35年(1902)頃	静岡	遠州秋葉神社保存会	静岡県下の秋葉神社の保存	帝国3
38	同上	長野	古蹟保存会	長野県智里村の古蹟の保存顕彰	帝国2
39	同上	愛知	清洲城跡保存会	愛知県清洲町に新社殿を建築	帝国2
40	明治36年(1903)	神奈川	早雲寺保蹟会	早雲寺保存のための寄付金募集	古蹟2-3
41	同上	奈良	奈良大仏会	東大寺修復資金を公募	古蹟2-5
42	同上	広島	安芸国安国寺保存会	安国寺保存のための寄付金募集	古蹟2-6
43	同上	京都	高台寺保存会	高台寺保存のための寄付金募集	古蹟2-10
44	同上	長野	松本天守閣保存会	松本城天守閣の修理	古蹟2-12

(出典：帝国古蹟取調査会会報を帝国と略記)

景勝地の保全維持、美化をはかるために活動する団体である。明治14年に設立された京都保勝会が最も古い。

保晃会、京都保勝会、小豆島寒霞溪保勝会、井手保勝会、宇治保勝会、有馬保勝会、白河保勝会、湖東保勝会

③遺跡、行宮址、墳墓、伝説地等

ここには史蹟の保存の他、①、②には当てはまらなかったものを取り上げた。

好古会、真野宮保存立誠会、帝国古蹟取調会、元弘彰址会、織田公彰徳会、菅公旧蹟保存会、掃苔会、鳥見協会、早良郡古跡調査会、花窟神蹟保存会、吉備真備公保光会、脇屋会、順徳帝御遺跡保存期成会、中村勝地保存会、大和吉野古蹟保存会、園原古跡保存会、足利学校遺跡管理委員会、花窟神社保存会、相可旧跡保存会、古蹟保存会、清洲城跡保存会

社寺関係と史蹟関係は①と③の二つに分けたが、記事が掲載される『歴史地理』等を見ると、そもそも記事が簡潔な上、両方の要素を兼ね備えたものもあるので、はっきりと区別するのは難しい。名称が社寺名だけの場合は、①の方に入れて数えた。今のところ社寺等の保存運動団体としては談山保存会が最古となる。談山保存会は奈良県桜井市の談山神社に関するものである。明治15(1882)年、藤原氏末裔により談山保存会が組織され、同年2月23日に内務省へ設立願を提出している。次に古いのは法隆寺保存会である。明治17(1884)年12月、法隆寺の信徒連中により「聖徳報恩講設立願」が提出され、明治21(1888)年11月、法隆寺保存会として引き継がれた。これは寺院側から、文化財保護が前面に出た信者の組織化であった。^(注5)

史蹟に関する団体は、明治27年設立の真野宮保存立誠会が最初である。付表には明治32年にも出てくるが、出典が異なるため表ではそのとおりにあげた。目的も同じなので、団体としては同一であろう。

明治32年には帝国古蹟取調会が設立され、全国的な活動を始める。京都府内では明治33年に井手保勝会がつくられた。保勝会という名称なので、景勝地の保全美化をはかる団体と考えがちだが、枝垂桜と山吹に関する活動とともに橘諸兄墳墓の顕彰活動なども行っていた。^(注6)宇治保勝会は『歴史地理』第2巻第9号に、「山城宇治にては宇治保勝会なるものを起し丸山の稚郎子の御墓所等の名勝を保存せんとするよし」と出てくる。^(注7)ここに出てくる名勝は史蹟とした方が正しいであろう。同記事の執筆者は現在われわれが用いる「名勝」とはことなる使い方をしている。このことから明らかなように、団体名称だけでは表にあげた団体の活動内容、目的を正しく把握するのは難しい。明治34年には京都府が名勝旧跡保存委員会を組織している。

一方③の中には、順徳天皇、後醍醐天皇、神武天皇、神功皇后、尹良親王など皇室に関

する史蹟が目立つ。それ以外では、吉備真備、脇屋義助、織田信長、豊臣秀吉など歴史上の有名人物に関するものである。

西村は各地で盛り上がる愛郷運動に対し、ナショナルリズムによる運動組織化の最初期の事例として明治32年設立の帝国古蹟取調会をあげる。同会のいう「古蹟」は、①皇祖ノ神蹟、②皇宮ノ旧蹟、③皇族ノ陵墓など6種に分けるもので、皇室関係の「古蹟」を「史蹟」筆頭にあげる。西村は「国家施策としての「史蹟」保存は「史蹟」が本来保有している地域固有の独自性を重視するよりも皇室に関連した「史蹟」を重視するという方針をしないで明確にしていった。「史蹟」の概念自体が皇室を中心に再構築されてくるようになる」とまとめている^(注8)。『歴史地理』には創刊号以来、古墳や城等の保存、神話や歴史事象に関する記事や取り組みが多数掲載される。筆者分類の③をみると、西村の先ほどの指摘は各地で史蹟保存運動が起きるその初期からみられるとあってよい。全国各地の多様な取り組みや運動があったからこそ、帝国古蹟取調会の活動へとつながる側面があったといえるのではないだろうか。

各地の史蹟保存顕彰運動に対し、政府は明治30(1897)年公布の古社寺保存法の中に「名所旧蹟」の保存に関し附則を設けることとした。古社寺保存法附則第19条「名所旧蹟ニ関シテハ社寺ニ属セザルモノト雖本法ヲ準用スルコトヲ得」として、これにより古社寺保存金等の交付を受けることが可能となった。ただ実際には、史蹟名勝天然紀念物保存法公布まで交付実績はない。

明治31年6月、内務省庶務局長より「官有名勝地旧蹟地又ハ古墳地ニ碑表建設出願者アリタル場合ニ関スル件依命通牒」が出され許可条件を列挙するが、このような通牒が出されること自体「碑表建設出願者」が少なくなかったことを示している^(注9)。『歴史地理』を創刊号から見てみると、全国各地の碑表建設に関する記事が多い。一種の流行であったことがわかる。

(2) 保存会のつく団体

付表から、保護団体の名称に保存会がつくものを抜き出すと、次のようになる。市町村名は現行の市町村名にあらためた。

明治15(1882)年	談山保存会	奈良県桜井市
明治21(1888)年	法隆寺保存会	奈良県斑鳩町
明治23(1890)年	都農神社保存会	宮崎県都農町
明治33(1900)年	菅公旧蹟保存会	香川県綾川町
明治33(1900)年頃	山室山神社保存会	三重県松阪市
同 上	出雲神社保存会	京都府亀岡市

明治33(1900)年頃	芝山観音寺保存会	千葉県芝山町
同 上	花窟神蹟保存(会)	和歌山県熊野市
明治34(1901)年頃	中村勝地保存会	愛知県名古屋市
同 上	大和吉野古蹟保存会	(事務所は東京)
同 上	園原古蹟保存会	長野県阿智村
同 上	花窟神社保存会	和歌山県熊野市
明治35(1902)年	相可旧跡保存会	三重県多気町
明治35(1902)年頃	遠州秋葉神社保存会	静岡県
同 上	古蹟保存会	長野県智里村
同 上	清洲城跡保存会	愛知県清須市
明治36(1903)年	安芸国安国寺保存会	広島県広島市
同 上	高台寺保存会	京都府京都市
同 上	松本天守閣保存会	長野県松本市

明治15年の談山保存会から明治36年の松本城天守閣保存会まで、およそ二十年間で、19の保存会を確認することができた。花窟神蹟保存会だが、『帝国古蹟取調会会報』第1号には保存会とは明示していないので、保存(会)としてあげた。これを加えると、付表にあげたものの43%にあたる。

明治33(1900)年以降、保存会の数が急増しているが、何らかの団体を結成する場合、なぜ「保存会」という名称を用いたのであろうか。

保存会は、明治15年の談山保存会、明治21年の法隆寺保存会、明治23年の都農神社保存会というように社寺名+保存会という形で始まるが、圧倒的に多くなるのは明治33年からである。団体名としては明治21年の好古会、明治32年の元弘彰址会のように「会」をつけるだけでいいように思うが、なぜ「保存会」としたのであろうか。ただ明治33年から保存会が増えるといっても、付表をみれば明治33年の多田会、掃苔会、明治34年の脇屋会のように単に「会」をつけるだけのものもある。その一方で「保存会」は増えている。

ここで、用語としての保存会について考えたい。

文化財の関連で、政府機関に保存会という名称がつくのは、明治29(1896)年、内務省に設置された古社寺保存会が最初である。同年5月、古社寺保存会会長に九鬼隆一、委員に9名が任命された。翌30(1897)年3月、古社寺保存法が成立し、同法で規定された古社寺保存会により古社寺の建造物及び古社寺の所有する宝物が保存の対象となった。

社寺や史跡の保存会が増えるのは、明治29年、内務省に古社寺保存会が設立され、翌明治30年に古社寺保存法が公布された後からで、先に見たとおり、明治33(1900)年から古

社寺、史蹟に関する保存会が増えてくる。「保存会」という名称が広く使われるようになったのは、古社寺保存会、古社寺保存法と無関係とは思われない。社寺や史蹟の保護団体に保存会を付けるようになったのは、国の行政機関でも用いられていたことと、古社寺保存金交付団体が539社寺を数えることも史蹟保存運動団体の名称に「保存会」を付ける下地になったのではないだろうか。^(注10) こうしたことにあわせ、保存会という名称の使用は、九鬼隆一らにより明治21年から古美術調査が全国各地で行われていたことも大きく関係しているのではないかと筆者は考えている。^(注11)

3. 社寺保存運動団体設立の背景

談山神社や法隆寺のように、なぜ社寺保存会が作られるようになったのであろうか。明治以降の社寺をめぐる社会情勢の変化を確認しておこう。

明治になって、社寺をめぐる行われた政策で有名なものは廃仏毀釈である。これにより、寺と神社が分離され、仏像等が売却、廃棄されたのは広く知られている。ただこのとき社寺にとって最大の危機は、経済的な基盤を失ったことであった。

明治元(1868)年、建造物の修繕費を目的とした富くじ興行が禁止された。明治4(1871)年には社寺領が上地され、基本となる収入源を絶たれてしまった。明治9(1876)年には出開帳が禁止されるなど、これらの徹底的ともいえる経済的な締め付けにより、社寺の存続は危機に陥った。

明治4(1871)年、神社は官社、諸社、無格社に分けられた。伊勢の神宮と官社等については、社格に応じて経費が政府から支給された。神社以外にも、皇室と縁の深い泉涌寺等については保存金が支給された。官社と皇室と縁のあるごく一部の寺院には政府からの援助があったが、それ以外は自前の経営が求められた。

明治になって社寺の経済的疲弊は甚だしく、建造物は荒れるにまかせ、宝物類はおびただしく外部に流出する状態にあった。そのため政府は、明治13年度から27年度まで全国539社寺に対し、古社寺保存金を交付した。

一方、社寺領を上地することに対しては、明治政府から社寺通減禄が給付された。これは社寺領がいきなり全てなくなってしまうと、さすがに生活できないということから、政府から給付する社寺禄を段階的に給付額を下げていく、というものであった。明治7(1874)年から10年にわたって1/10ずつ減額して支給し、11年目には廃止、すなわち明治17(1884)年からは政府からの補助は支給されないので、完全に自前で社寺の運営を行え、というものであった。こうした政府の方針に対し、社寺が危機感を持つのは当事者として当然であるが、地域住民もまた協力した。

実際に古社寺保存で主役となったのは、政府や当該社寺ではなく地域の人々であった。森本和男は、こうした気運が高まるのは社寺逡減禄が始まってから数年経った明治12(1879)年頃からだとい^(注12)う。地域住民が積極的に保存運動をするかどうか古社寺保存に大きな影響を与えた。ただ全国各地の社寺保存運動は、実質的には募金運動で、大部分は小規模なまま失速するか、計画倒れで終わった。全国各地で社寺保存運動が起こっていたことは付表からもよみとることができる。

4. おわりに

本稿は、西村幸夫が作成した史蹟保存運動団体一覧をもとに、筆者がその表にいくつか追加し、明治36年までの史蹟保存会の成立と展開を見てきた。

保存会のつく団体は、明治15年の談山神社、明治21年の法隆寺、明治23年の都農神社と社寺保存会から始まった。社寺に関しては、建造物の保存と史蹟の保存と区別しにくいのが、史蹟保存運動団体としては明治27年の真野宮保存立誠会が最も早い。『歴史地理』の刊行が明治32年からなので、それ以前の状況はよくわからないが、史蹟保存運動団体は明治33年から急増している。ただその内実は社寺建造物の保存か史蹟保存か分別しにくいものであった。

筆者は明治36年までを取り上げたが、西村作成表では史蹟名勝天然紀念物保存法成立までに、まだ26団体^(注1)があげられる。『歴史地理』等を見ても全国的な史蹟保存運動は活発に続けられていることがわかる。

京都においては、大正8(1919)年の史蹟名勝天然紀年物保存法制定以前に、京都史蹟会という団体が活動していた。この団体は西陣織物商、西村喜一郎の主唱により大正2(1913)年に設立されたもので、京都に関する史実を調査し、社会に貢献した事績や事物を保存顕彰することを目的とした団体であった。京都における史蹟保存運動を考える上では注目すべき団体なのだが、本稿で扱った明治36年以降に設立された団体なのでふれなかった。

(うしま・みつひさ=当調査研究センター元職員)

注1 内田新1985、高木博志1991、西村幸夫1993、丸山宏2008、森本和男2010、齋藤智志2015

注2 西村幸夫1993 p.178

注3 齋藤智志2015

注4 『歴史地理』1巻2号には「古蹟保存に関する諸運動」、2巻7号には「旧蹟保存彙聞」、2巻9号には「名跡保存事業彙聞」、3巻2号には「古蹟調査保存事業彙報」とあり、ここから史蹟保存運動団体を抜き出して表を作成している。ただ西村も「会の主目的は社寺境内な

- らびに建造物の保存」(西村幸夫1993、178頁)と認識している。
- 注5 高木博志1992 p.20
- 注6 齋藤智志2015 p.115。『歴史地理』2巻第3号には「霊祠名蹟」の保存とあるので表ではそのとおりにあげた。
- 注7 『歴史地理』2巻第9号 p.718
- 注8 西村幸夫1993 p.179
- 注9 西村幸夫1993 p.178
- 注10 明治4(1871)年の古器旧物保存方をはじめ、明治13(1880)年度から明治27(1894)年度に内務省より交付された古社寺保存金、明治29年の古社寺保存会規則の制定と古社寺保存会委員の任命、明治30(1897)年公布の古社寺保存法に至るまで、いずれも語彙は保存であって保護ではない。
- 注11 九鬼らによる古美術調査と各地の文化財保存活動との関係については別稿で詳述したい。
- 注12 森本和男2010 p.227

参考文献

- 内田 新1985「文化財保護法概説・各論(19)」『自治研究』第61巻第10号
- 齋藤智志2015『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』法政大学出版局
- 高木博志1991「史蹟・名勝の成立」『日本史研究』351 日本史研究会(のち1997『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房所収)
- 高木博志1992「1880年代、大和における文化財保護」『歴史学研究』629 歴史学研究会(のち1997『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房所収)
- 西村幸夫1993「「史蹟」保存の理念的枠組みの成立：「歴史的環境」概念の生成史 その4」『日本建築学会計画系論文報告集』第452号 日本建築学会
- 羽賀祥二1998『史蹟論－19世紀日本の地域社会と歴史意識－』(財)名古屋大学出版会
- 丸山宏2008「近代における京都の史蹟名勝保存－史蹟名勝天然記念物保存法をめぐる京都の対応－」丸山 宏、伊従 勉、高木博志編『近代京都研究』思文閣出版
- 森本和男2010『文化財の社会史：近現代史と伝統文化の変遷』彩流社

